

4 憲法調査会審議経過

委員一覧（45名）

会長	関谷 勝嗣	(自民)	北川 イッセイ	(自民)	広田 一	(民主)
幹事	荒井 正吾	(自民)	国井 正幸	(自民)	福山 哲郎	(民主)
幹事	武見 敬三	(自民)	佐藤 泰三	(自民)	藤末 健三	(民主)
幹事	舛添 要一	(自民)	櫻井 新	(自民)	藤本 祐司	(民主)
幹事	若林 正俊	(自民)	藤野 公孝	(自民)	前川 清成	(民主)
幹事	高嶋 良充	(民主)	松村 龍二	(自民)	松岡 徹	(民主)
幹事	ツルネン マルティ	(民主)	三浦 一水	(自民)	水岡 俊一	(民主)
幹事	築瀬 進	(民主)	森元 恒雄	(自民)	山本 孝史	(民主)
幹事	山下 栄一	(公明)	山下 英利	(自民)	魚住 裕一郎	(公明)
秋元 司	(自民)		山本 順三	(自民)	白浜 一良	(公明)
浅野 勝人	(自民)		犬塚 直史	(民主)	浜田 昌良	(公明)
魚住 汎英	(自民)		江田 五月	(民主)	山口 那津男	(公明)
岡田 直樹	(自民)		佐藤 道夫	(民主)	仁比 聰平	(共産)
柏村 武昭	(自民)		鈴木 寛	(民主)	吉川 春子	(共産)
河合 常則	(自民)		内藤 正光	(民主)	近藤 正道	(社民)

(17.9.29 現在)

（1）活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、平成12年1月20日に設置されて以来、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行い、平成17年4月20日には、5年3か月の調査の結果を「日本国憲法に関する調査報告書」としてまとめ、議長に提出した。本報告書では、「憲法調査会において憲法改正手続についての議論を続けるべきとの意見」について、自民、民主、公明の3党がおおむね一致し、すう勢であるとしている。

そこで、今国会では、主に国民投票制度について調査を行った。10月12日に、主に国民投票制度について各会派から意見を聴取した。10月19日に、主に国民投票制度について、専修大学名誉教授隅野隆徳氏及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人氏を、10月26日に、EU（欧州連合）における国民投票制度について、朝日新聞外報部長大野博人氏及び読売新聞東京本社国際部次長土生修一氏を、それぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

（主に国民投票制度）

各会派からの意見聴取

国民投票法の必要性に関して、国民投票法案をつくってこなかったことは立法府の怠慢であり、これを早急に整えることが立法府の重大な責任である、立法不作為は法

の不整備により国民の具体的権利侵害があるときに問題とされるものであり、現在国民の憲法改正権が侵害されているから国民投票法制定を要求する世論が起きているかは疑問である、国民投票法は憲法改正と別にあらかじめ制定しておく方法と、憲法改正発議の都度その時限りの法律として制定する方法がある、などの意見が出された。

発問方式を一括とするか個別とするかに関しては、一括がいいとは思うが、本調査会も含めてもっと議論を深めるべきである、個別の条文ごとに賛否の意思表示ができる方式とすべきである、などの意見が出された。

投票権者に関して、技術的な問題を考慮し、公職選挙法と基本的に同じでよい、などの意見が出される一方、18歳以上の者に拡大する等、投票権を可能な限り拡大すべきである、などの意見が出された。

投票運動規制に関して、政党が運動の主体となることを提案する、公職選挙法の適用を原則的に認めるのではなく、憲法改正の国民投票手続にふさわしいか否かの観点でルールを作るべきである、広範な国民の参加が前提でありできるだけ自由に運動を認めるべき、言論、表現の自由が最大限尊重されなければならず、公務員や教育者を含め、運動規制ゼロが原則との立場に立つべきである、などの意見が出された。

参考人の意見の概要

隅野参考人は、有権者の過半数を最低投票率とすることが憲法の安定のために不可欠である、米国では多くの州憲法が個別発問方式を規定している、憲法改正案を国会が3分の2以上で発議するという要件を過半数にすることには少数意見の保障等の観点から問題がある旨、発言した。

只野参考人は、投票運動は候補者の当落を争う個人的な利害がかかわる運動ではなく、全国的な規模で幅広い問題が問われる所以、自由に運動できることが重要である、フランスでは政党に公設掲示板の利用、テレビやラジオを通じた意見表明が保障され、文書や集会に要した費用の一部負担があり、世論の多様性に配慮している旨、述べた。

(EUにおける国民投票制度)

参考人の意見の概要

大野参考人は、政治家・国の指導者にとって国民投票というのはある意味でかなり厄介な制度であるが、フランス・オランダでは義務的でないにもかかわらず実施したのは、EUという全く新しい共同体の民主主義に正統性を付与するには、できる限り直接市民に問うべきであろうという判断や覚悟が背景にある旨、述べた。

土生参考人は、今年、フランス、オランダの国民投票において批准反対の民意が示されたことを受け、EU憲法条約の批准手続が事実上凍結されることにより、法律的な裏付けがなくても、国民投票は影響力を有することが示された、フランスでは国民投票の際、特別な運動規制はなく、今回、主要政党が全部賛成しているにもかかわらず、テレビ討論会や街頭ポスターの状況からは、賛否の議論が拮抗している印象を受けた旨、述べた。

(2) 調査会経過

○平成17年9月29日（木）（第1回）

- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成17年10月12日（水）（第2回）

- 主に国民投票制度について意見の交換を行った。

○平成17年10月19日（水）（第3回）

- 主に国民投票制度について参考人専修大学名誉教授隅野隆徳君及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 荒井正吾君（自民）、福山哲郎君（民主）、山下栄一君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成17年10月26日（水）（第4回）

- E.Uにおける国民投票制度について参考人朝日新聞外報部長大野博人君及び読売新聞東京本社国際部次長土生修一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 藤野公孝君（自民）、藤末健三君（民主）、山口那津男君（公明）、仁比聰平君（共産）、近藤正道君（社民）